

令和5年(2023年)9月28日

放課後等デイサービス事業者 様

姫路市障害福祉課長

放課後等デイサービス支給量変更に伴う定員の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。令和5年10月1日から適用される姫路市障害福祉サービス等支給決定基準において、放課後等デイサービス支給量について、1月当たり14日から19日へ変更することに伴い、放課後等デイサービスの利用量がサービス供給量を大きく超えることが見込まれます。

つきましては、放課後等デイサービスに限り、利用者へのサービス提供を確保するため、令和7年3月31日まで、一日当たり定員の2割以内の定員超過を認めることとしましたので、お知らせします。

ただし、一日当たり定員の2割以内の定員超過にあたって、定員10名で利用者12名を受入する場合、基準人員2名のみでは受入できず、基準人員2名に1名を加えて基準人員3名を配置する必要があることから、現在の人員配置で受入できない場合もあることにご注意ください。

なお、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)において、原則として、利用定員を超えて児童発達支援等の提供を行ってはならないとされています。本取扱は、地域資源の状況からやむを得ないものとして、令和7年3月31日までの期間を定めて一時的に容認するものであることから、今後の新規契約や契約支給量の変更の際には、御留意いただきますようお願いいたします。

本取扱いについてのご質問は、電子メールによりお問い合わせください。お問い合わせ内容を集約し、回答をお送りします。

【お問い合わせ先】

姫路市役所 障害福祉課 請求担当

電話 : 079-221-2454

Fax : 079-221-2374

E-Mail : seikyu@city.himeji.hyogo.jp

## 放課後等デイサービスに係る定員超過の取扱

### 1 基本原則

放課後等デイサービス事業所は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第39条を準用する第71条により、利用定員を超えて、放課後等デイサービスを提供することは認められません。

### 2 特例による定員超過の取扱い

放課後等デイサービスの支給量の変更に伴うサービス利用需要の増加のため、放課後等デイサービスに限り、一日当たり2割以内の定員超過（以下「特例超過」という。）を認めることとします。

（例）定員10名の場合、一日の利用者12名まで受入可。

定員10名の場合、一日の利用者13名以上の受入不可。

### 3 特例超過の条件

#### (1) 特例超過日における職員配置

特例超過日について、例えば定員10名の場合、基準人員2名に1名加えて基準人員3名を配置する必要があります（基準人員2名のみでは、受入できません）。

なお、機能訓練担当職員、看護職員を基準人員に含める場合は、3名中2名以上は児童指導員又は保育士を配置してください。

#### (2) 特例超過の場合における児童指導員等加配加算及び専門的支援加算

##### ア 原則

児童指導員等加配加算の対象職員を特例超過のための基準人員とする場合、特例超過日における勤務時間は基準人員として取り扱うことになり、児童指導員等加配加算の常勤換算数に含めることはできません。

##### イ 令和5年度までの取扱い（令和6年度から廃止）

定員超過が生じた月に児童指導員等加配加算を算定する場合は、基準人員としての勤務時間を除いた上で、加配の職員（算定する区分に該当する者）の常勤換算数の合計が1.0以上となるよう配置する必要があります。専門的支援加算についても同様です。

#### (3) 設備基準について

特例超過日について、定員に合わせた指導訓練室のほか必要な設備及び備品等を備え、障害児への安全に十分配慮してください。

### 4 特例超過における報告

特例超過を行った翌月10日までに、障害福祉課に特例超過報告書を電子メールで提出

してください。

#### 5 やむを得ない事情がある場合の取扱い

災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、特例超過とは別に定員を超過することができます。

##### (1) やむを得ない事情の対応

ア 保護者から当日急遽受入する場合等、「やむを得ない事情」の該当の可否については、障害福祉課に御確認ください。

（やむを得ない理由の例）

保護者の急病等でやむを得ず受け入れが必要となった場合

親族等の葬式により、急な受け入れが必要となった場合

イ 「やむを得ない事情」として定員超過受入が認められた場合、当該「やむを得ない事情（理由）」を記録してください。

（注意）事前に判明している場合は定員超過しないよう、利用者数を調整してください。

##### (2) 特例超過との併用

やむを得ない事情の場合は、上記2の特例超過の条件を満たせば、特例超過に上乘せして定員を超過することができます。

例：定員10人、特例超過2人、やむを得ない事情1人

※職員配置は、上記3のとおりです。